

5 監査公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年6月14日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年8月3日

福岡市監査委員	阿部 真之助
同	篠原 達也
同	水町 博之
同	本野 正紀

1 監査報告と措置の件数

5 監査公表第1号（令和5年2月27日付福岡市公報第6936号（別冊）公表）分

…20件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

1 局別監査

（1）総務企画局

監査の結果	措置の状況
<p>会計年度任用職員事務の適正な事務処理について（意見）</p> <p>会計年度任用職員事務については、関係法令等に基づき適正に事務処理を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、勤務条件通知書等の任用手続き、給与や時間外勤務手当の支給に関する事務処理、年休繰越日数等の算定及び出勤簿やサービスに関する諸承認申請書の整理等について、不適切な事務処理が多数見られた。</p> <p>会計年度任用職員制度は、令和2年度に開始した制度であり、理解不足や認識誤りによるものと考えられる事務処理誤りが多く見られたことから、再度、制度所管課として、全所属等に対して同制度及び事務処理要領等の周知徹底を図るとともに、適正</p>	<p>会計年度任用職員事務については、事務担当者がマニュアル等を確認せずに処理を行っていることや、マニュアルが詳細で分かりにくいといったことなどが原因として考えられるため、特に誤りの多い事項についてわかりやすく解説した事例集を令和5年5月に作成し、周知した。</p> <p>また、事務処理誤りの大多数は、紙台帳の記載ミスや手計算による入力ミスなど、アナログ作業に起因して発生しているため、これをシステム化する方向で検討を進めている。令和6年10月に刷新する庶務管理システムで、一部の会計年度任用職員については対応が可能となる予定である。</p>

<p>な事務処理が行われるよう指導されたい。 (人事課、労務課)</p>	
--	--

(2) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、「令和3年度「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」帳票等作成・印刷・発送業務委託(単価契約)」外3件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>なお、令和3年度の定期監査において、委託料の支出について、同様の指摘を行っていたが、それに対する措置が徹底されておらず、不適切な事務処理の再発防止への取組みが不十分であった。</p> <p>今後、速やかな事務処理が行われるよう進捗管理を徹底し、再発防止に努められたい。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>課内全員を対象に、令和5年3月に課内研修を行った。</p> <p>また、課内の契約ごとの完了日・請求日等を記載する契約管理チェックシートにより、係長・課長とともに進捗管理を実施することとし、再発防止を図っている。</p>

(3) 経済観光文化局

監査の結果	措置の状況
<p>自動車借上料等の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止</p>	<p>支払いについては、適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないが、遅延したため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に則り、令和4年11月に遅延利息について相手方へ説明を行った。その結果、相手方より遅延利息を請求しない旨の回答を得たため、遅延利</p>

<p>等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和元年度の「庚寅銘大刀重要文化財指定記念イベント 元岡・桑原遺跡群見学ツアーのための自動車借上料」に係る自動車借上料及び借損料の支出において、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。</p> <p>今後、自動車借上料等の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われない。</p> <p>(埋蔵文化財センター)</p>	<p>息は支払わないこととした。</p> <p>関係法令、マニュアル等を確認し、適正に事務処理を行うよう令和5年3月に研修を行い、課内で周知徹底し、再発防止を図っている。</p>
--	---

(4) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 報償費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>報償費及び土地家屋借上料等の支出において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 報償費の支出については、実施確認後、速やかに支払わなければならない。しかしながら、令和3年度「留守家庭子ども会 要配慮児童支援アドバイザー 派遣 謝礼金」の支出において、実施確認後、支払いまでに長期日数を要しているものがあつた。</p> <p>B 契約代金は、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、平成29年度の「平成29年6月分放課後子ども育成課 タクシー借上料」に係る自動車借上料</p>	<p>報償費及び土地家屋借上料等の支出については、令和4年1月から、以下の取り組みを行い、再発防止を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月に1回行う課内ミーティングの際に、各係長から担当者に、支払いが必要な案件の進捗状況を確認する。 ・債権者への請求書の催促等が必要な場合には速やかに対応し、業務完了後、遅滞なく支払いができるよう取り組む。

<p>の支出、令和元年度の「留守家庭子ども会総括支援員・主任支援員採用候補者選考試験問題作成等業務委託」外1件に係る委託料の支出並びに同2年度の「西都小学校仮設留守家庭子ども会施設賃貸借(令和2年7月～令和2年9月)」外2件及び同3年度の「玄洋小学校仮設留守家庭子ども会施設賃貸借(4月～6月分)」に係る土地家屋借上料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>(放課後こども育成課)</p>	
<p>(イ) 被服費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>被服費等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の借損料の支出1件及び同2年度の「白衣(女性用長袖白色)外11件」外4件に係る被服費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(職員課)</p>	<p>指摘内容について、課内で共有し、令和5年3月に適切な事務処理に向けた研修を実施した。</p> <p>また、履行完了確認後、速やかに支払いを行うことができるよう債権者へ請求書類の催促を行うとともに、債権者からの請求の有無について、複数職員でのチェックができるよう体制を整備した。</p>
<p>(ウ) 金券類の管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>金券類の物品管理事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>A 物品は、その性質や用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。しかし</p>	<p>A 令和4年10月に、金券類の物品管理について、同様の金券類がないか確認を行った。また、令和5年3月に適正な管理について課内で研修を実施し、再発防止に努めている。</p> <p>B ICカードの保管転換を希望する所属に随時保管転換処理を行っており、保</p>

<p>ながら、令和3年3月31日に取扱いが終了した金券(タクシー・プリペイド・チケット)について、払戻し期限である同年5月31日までに手続きをしなかったため、請求権が消滅していた。</p> <p>今後、金券類の管理にあたっては、使用期限等に十分注意されたい。</p> <p>B ICカードについては、財産の有効活用の観点から、常に必要性を検討し、不要なICカードは、他の所属へ保管転換、もしくは払戻しを行う必要があることから、平成30年度の定期監査において、学校から回収し、用途を決めずに保管していたICカード194枚について、「今後の取扱いを検討されたい。」との指導(要望)を行っていた。しかしながら、一部のICカードは保管転換したものの、具体的な対応策を検討しないまま回収を続けた結果、実査日(令和4年10月4日)現在、保管するICカードが365枚に増加していた。</p> <p>大量のICカードを保管することは、財産の有効活用の観点から不適切であるだけでなく、紛失や盗難等のリスクもあることから、今後の取扱いについて早急に検討されたい。</p> <p>(職員課)</p>	<p>管転換できない場合は、令和5年7月中に払戻しを行う。</p> <p>また、令和5年3月に適正な物品管理について、課内で研修を実施し、再発防止に努めている。</p>
<p>(エ) 印刷消耗品費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>印刷消耗品費の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年</p>	<p>指摘内容について、課内で共有し、令和5年3月に適切な事務処理に向けた課内研修を実施するとともに、複数の職員による進捗管理体制を整備した。</p> <p>また、債権者に対して履行完了確認時と速やかに請求手続きを行うよう指導するとともに、請求書の提出がない場合の催促を徹底するなど再発防止に努めている。</p>

<p>度の書籍等の支出9件において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(労務・給与課)</p>	
<p>(ウ) 委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の印刷消耗品費の支出1件並びに「令和2年度福岡市立学校臨時教職員採用時健康診断業務委託(令和2年10月分)」外1件、「令和3年度福岡市立学校臨時教職員採用時健康診断業務委託(令和3年4月分)」外5件及び「令和4年度福岡市立学校臨時教職員任用時健康診断業務委託」に係る委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(教職員第1課)</p>	<p>指摘内容について、課内で共有し、令和5年3月に適切な事務処理に向けた課内研修を実施するとともに、複数の職員による進捗管理体制を整備した。</p> <p>また、債権者に対して、履行完了確認時に速やかに請求手続きを行うよう指導するとともに、請求書の提出がない場合の催促を徹底するなど再発防止に努めている。</p>
<p>(カ) 教育委員会における電磁的記録媒体(USBメモリ等)の適正な管理について(意見)</p> <p>電磁的記録媒体(USBメモリ等)の取扱いについては、「公用USBメモリ等電磁的記録媒体の取扱いマニュアル」及び教育委員会で策定している「機密文書の保護に関するガイドライン」等に基づき、</p>	<p>令和5年1月に、全学校に対して、電磁的記録媒体の適正な取扱いについて改めて周知し、令和5年3月に、毎年実施している学校巡回の際の確認項目に電磁的記録媒体の項目を追加した。</p> <p>また、電磁的記録媒体の利用申請の際に管理簿及び利用台帳を確実に作成する等適切な取扱いの徹底を図り、再発防止に努</p>

<p>適正に管理・利用しなければならない。</p> <p>しかしながら、教育委員会事務局及び学校(高等学校、小学校及び中学校)の電磁的記録媒体(USBメモリ、ポータブルHDD及びSSD等)について、記録媒体管理簿及び利用台帳を作成していないなど不適切な事務処理が多数見られた。なお、学校におけるUSBメモリ及びハードディスク等の記録媒体の管理については、令和元年度の包括外部監査において指摘されており、学校でのUSBメモリの利用は禁止としていたが、今回、ポータブルHDD及びSSD等の管理について不適切な事務処理が見られたものである。</p> <p>電磁的記録媒体は、常に情報漏えい・紛失・盗難等のリスクがあることから、リスクを低減させるために作成された当該マニュアル等の趣旨に鑑み、今後、電磁的記録媒体の適正な管理が行われるよう、学校をはじめ教育委員会全所属に電磁的記録媒体の適正な取扱いについて周知徹底を図るとともに、管理責任者に対して研修を行うなど、早急に具体的な対策を講じられたい。</p> <p>(総務課)</p>	<p>める。</p>
<p>(キ) 教育委員会における会計年度任用職員事務の適正な事務処理について(意見)</p> <p>会計年度任用職員事務については、関係法令等に基づき適正に事務処理を行わなければならない。しかしながら、発令伺や勤務条件通知書等の任用手続き、時間外勤務手当の支給に関する事務処理、年休繰越日数等の算定及び出勤簿や服務に関する諸承認申請書の整理等につい</p>	<p>会計年度任用職員事務については、事務担当者がマニュアル等を確認せずに処理を行っていることや、マニュアルが詳細で分かりにくいといったことなどが原因として考えられるため、特に誤りの多い事項についてわかりやすく解説した事例集を令和5年5月に作成し、周知した。</p> <p>また、事務処理誤りの大多数は、紙台帳の記載ミスや手計算による入力ミスなど、</p>

<p>て、不適切な事務処理が多数見られた。</p> <p>会計年度任用職員制度は、令和2年度に開始した制度であり、理解不足や認識誤りによるものと考えられる事務処理誤りが多く見られたことから、再度、制度所管課として、教育委員会全所属等に対して同制度及び事務処理要領等の周知徹底を図るとともに、適正な事務処理が行われるよう指導されたい。</p> <p>また、学校については、複数の職種の会計年度任用職員を任用しており、その職種によって勤務条件等が異なるなど、事務処理誤りのリスクも高いと考えられるため、より実効性のある周知方法やチェック方法等について検討されたい。</p> <p>(職員課、サービス指導課、労務・給与課)</p>	<p>アナログ作業に起因して発生しているため、これをシステム化する方向で検討を進めている。令和6年10月に刷新する庶務管理システムで、一部の会計年度任用職員については対応が可能となる予定である。</p>
--	---

(工事監査)

1 局別監査

(1) 経済観光文化局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) サイン改修の積算を適正に行うべきもの</p> <p>福岡競艇場東スタンド棟内部改造工事 [総合評価]</p> <p>(契約金額9億8,420万1,968円)</p> <p>本工事は競艇場の内部を改造する工事である。</p> <p>サイン改修の積算において、一部サインの数量を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、設計変更時に一部不用となったサインの数量を誤って計上した結</p>	<p>指摘内容を令和5年3月に課内会議等で周知し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(経営企画課)</p> <p>今回の指摘内容を令和5年3月に課内会議等で周知するとともに、「建築設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>

<p>果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (経営企画課、財政局施設建設課関連)</p>	
<p>(イ) 実況・映像テレビ設備の数量の算定を適正に行うべきもの 福岡競艇場東スタンド棟内部改造電気工事 [総合評価] (契約金額5億4,343万3,000円) 本工事は競艇場の内部改造に伴う電気工事である。 実況・映像テレビ設備の積算において、仕様及び取付方法別に数量を算定していたテレビについて、一部の数量を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (経営企画課、財政局設備課関連)</p>	<p>指摘内容を令和5年3月に課内会議等で周知し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。 (経営企画課) 積算については、令和2年1月作成の「設計・積算業務の精度向上のための取組み」に、令和4年9月より数量や単価の転記ミス対策として、以下の項目を追加した。 ・数量や、単価の確認のために、精査担当者を増やし、2名で行うこと。 ・設計事務所、市担当者、精査担当者で、工事の発注スケジュールを共有し、確認するための時間を確保すること。 ・工事監査や精査での誤り事項を毎月の課内会議において、職員間で情報共有すること。 また、令和4年12月の課内会議にて、職員に周知を行い、再発防止を図っている。 (財政局設備課)</p>
<p>(ウ) 内部改造空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 福岡競艇場東スタンド棟内部改造空調設備工事 [総合評価] (契約金額10億8,034万5,200円) 本工事は競艇場の内部改造に伴う空調設備工事である。 換気ファンI N V盤の積算において、見積比較検討書から積算内訳書に入力する際に桁数を誤って入力した結果、過大な積算となっていた。</p>	<p>指摘内容を令和5年3月に課内会議等で周知し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。 (経営企画課) 積算については、令和2年1月作成の「設計・積算業務の精度向上のための取組み」に、令和4年9月より数量や単価の転記ミス対策として、以下の項目を追加した。 ・数量や、単価の確認のために、精査担当</p>

<p>また、空冷ヒートポンプパッケージエアコンの積算において、見積比較検討書から積算内訳書に入力する際に金額を誤って入力した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (経営企画課、財政局設備課関連)</p>	<p>者を増やし、2名で行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計事務所、市担当者、精査担当者で、工事の発注スケジュールを共有し、確認するための時間を確保すること。 工事監査や精査での誤り事項を毎月の課内会議において、職員間で情報共有すること。 <p>また、令和4年12月の課内会議にて、職員に周知を行い、再発防止を図っている。 (財政局設備課)</p>
---	---

(2) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) スクラップ費（控除）及びカルバート工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>地下鉄七隈線新駅自転車駐車場建設工事 (契約金額2億7,491万3,100円)</p> <p>本工事は地下鉄七隈線延伸における新駅に自転車駐車場を建設する工事である。</p> <p>現場発生の鋼材（H形鋼等）を有価物として処分（売却）する際に発生するスクラップ費については、工事価格から控除する必要があるが、誤って直接工事費から控除して積算を行っていた。</p> <p>また、カルバート工の積算において、仮設材（覆工板・受桁等）の設置撤去及び運搬費を計上していたが、対象数量の算出等を誤っていた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (自転車課、東部道路課関連)</p>	<p>指適内容については、再発防止のため、令和4年10月と令和5年2月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、同様の誤りが起こらないよう、建設部内で「監査指摘ゼロプロジェクトチーム」を立ち上げ、チェックリストの改定を行い、チェック体制強化を図ることとしている。</p>

<p>(イ) 仮設工（足場・防護）の積算を適正に行うべきもの</p> <p>令和2年度美野島陸橋補修工事 （契約金額1億5,135万3,400円）</p> <p>本工事は橋梁長寿命化修繕計画に伴う補修工事である。</p> <p>仮設工（足場・防護）の積算において、適用条件及び数量の算出を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>（道路維持課）</p>	<p>指摘内容については、再発防止のため、令和5年3月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、同様の誤りが起こらないよう、令和5年3月に既存の「工事の設計積算に関するチェックリスト」を改定し、チェック体制の強化を図っている。</p>
<p>(ウ) 運搬費の積算及び材料単価の決定を適正に行うべきもの</p> <p>都市計画道路築港石城町線道路舗装工事(その4) （契約金額9,934万5,400円）</p> <p>本工事は道路の新設のための舗装工事である。</p> <p>運搬費の積算において、路面切削に使用する路面切削機の運搬費（質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬）を計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上していなかった。</p> <p>また、舗装工（歩道部）におけるカラーアスファルト混合物の単価は、使用量に応じて異なる単価区分が設定されているが、工事費の積算において、種類の異なるカラーアスファルト混合物との総使用量で判断し、誤った単価区分で計上していた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>（東部道路課）</p>	<p>指摘内容については、再発防止のため、令和4年10月と令和5年2月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、同様の誤りが起こらないよう、建設部内で「監査指摘ゼロプロジェクトチーム」を立上げ、チェックリストの改定を行い、チェック体制強化を図ることとしている。</p>
<p>(エ) 単価の決定及び数量の算出を適正に行うべきもの</p>	<p>指摘内容については、再発防止のため、令和4年11月、令和5年2月及び同年3</p>

<p>市道千代今宿線（興徳寺橋）下部工 築造工事（その2） [総合評価]</p> <p>（契約金額1億2,563万7,600円）</p> <p>本工事は橋梁の架け替えに伴う下部工（右岸側橋台）を築造する工事である。</p> <p>建設発生土（硬岩）の処分費等について、受入処分先が限定されるとして見積りを徴収して積算を行っていたが、建設発生土等の処分に関する費用等を設計計上する場合には、それぞれの処分先までの運搬費と処理（処分）料の合計額を経済比較し、最も安価な処分先を設計計上すべきところ、誤って見積額の平均額を採用した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、交通管理者との協議により、作業時間帯以外にも配置する必要があるとして「土木工事標準積算基準書」に基づき交通誘導警備員の労務単価を決定していたが、誤った適用条件により算出した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>仮設工（仮設材設置撤去工）の積算においては、対象質量の算出を誤り、主部材及び副部材の全質量を対象とすべきところを、主部材の質量のみで積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>さらに、運搬費の積算において、貨物自動車運搬の必要台数を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>（西部道路課）</p>	<p>月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、同様の誤りが起こらないよう、建設部内で「監査指摘ゼロプロジェクトチーム」を立上げ、チェックリストの改定を行い、チェック体制強化を図ることとしている。</p>
--	--

(3) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) 材料単価の決定を適正に行うべきものの</p> <p>七隈線ホームモニタ等視認性改善工事</p> <p>(契約金額6,710万円)</p> <p>本工事は鉄道施設に設置されたホームモニタの視認性向上を図る工事である。</p> <p>カメラ設備の積算において、表計算ソフト上の内訳書と代価表とのリンクの齟齬により、ネットワークビデオエンコーダーの設置単価を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(橋本保守事務所)</p>	<p>指摘内容について、令和5年3月に課内研修を行い、全職員に周知した。</p> <p>また、積算の適正化については、令和5年4月より、工事積算時にリンク齟齬が生じにくい積算システムを新規導入・使用開始(表計算ソフトを使用する場合は手計算による確認を行う)し、併せて、設計・精査時のチェックリストを見直し、運用開始した。</p> <p>上記のほか、積算の進捗管理や事例を活用した研修を継続的に行うことにより、再発防止を図ることとしている。</p>
<p>(イ) 共通費の算定を適正に行うべきものの</p> <p>姪浜車両基地工場棟屋根改修工事(その2)</p> <p>(契約金額9,625万円)</p> <p>本工事は地下鉄車両基地工場棟の屋根を改修する工事である。</p> <p>共通費の算定において、工期末日は変えずに発注時期を変更し工期日数が減少したが、当初工期日数のまま誤って算定した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(姪浜車両工場)</p>	<p>指摘内容について、令和5年3月に課内研修を行い、全職員に周知した。</p> <p>また、積算の適正化については、令和5年4月より、設計・精査時のチェックリストに工期日数の項目を追加し、複数の職員で確認を行うなど、チェック体制を強化した。</p> <p>上記のほか、工事発注の進捗管理や事例を活用した研修を継続的に行うことにより、再発防止を図ることとしている。</p>

(4) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p>	<p>指摘内容については、令和5年3月に課内研修を実施し、周知するとともに、設計</p>

<p>共通費の算定を適正に行うべきもの 総合図書館外壁改修工事 [総合評価] (契約金額2億3,500万6,200円)</p> <p>本工事は図書館の外壁改修を行う工事である。</p> <p>共通費の算定において、工期を設定する際の契約手続き控除期間の日数を誤って適用した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(総合図書館運営課、 財政局施設建設課関連)</p>	<p>を依頼している財政局施設建設課と連携して、確認の徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(総合図書館運営課)</p> <p>今回の指摘内容を令和5年3月に課内会議等で周知するとともに、「建築設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
---	---